

【別紙様式】

栃木県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	物価高騰対策指定管理者支援金		
総事業費 (千円)	340,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	340,000千円
事業概要	<p>①目的 急激なエネルギー価格の高騰により県有施設（指定管理者制度導入施設）の管理運営に支障をきたす可能性がある指定管理者に対し、支援金を交付することにより、県民サービスの低下を未然に防ぐことを目的とする。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 1 施設当たり、以下の算定式による支援金の額又は施設ごとに以下の算定式によりがたい特別な事情がある場合は、知事が別に定める支援金の額を指定管理者に支払う。</p> <p>〔経費〕 光熱水費等 〔算定根拠〕 ・ 支援金額（令和4年度支出見込額）－（過去3年度平均支出額） ・ 令和4年度支出見込額（令和4年度上半期支出額）＋（令和4年度下半期推計額） ・ 令和4年度下半期推計額（過去3年度下半期支出額平均）×（令和4年度上半期増加率） ・ 令和4年度上半期増加率（令和4年度上半期支出額）÷（過去3年度上半期支出額平均）</p> <p>支援金1千万以上の指定管理者 9施設 支援金額計262,000千円 ※支援金1千万未満の指定管理者 24施設 支援金額計78,000千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 指定管理者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 急激なエネルギー価格の高騰により県有施設の管理運営に支障をきたす可能性がある指定管理者</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても、県有施設の指定管理業務の維持・継続が図られることから、県民サービスの低下を防ぐことができる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>指定管理者は、急激な光熱水費等の高騰により、他の事業費等から補填する必要があった。しかし、当該支援金を交付することで、他の事業費等からの補填が不要（又は減少）となり、本来行っていた県民サービスの維持につながることから、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている住民生活の支援に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		